

## 特別区区民葬儀における共通助成制度の開始について

区民葬儀の利用を前提とした火葬費用に係る負担について、特別区共通で創設される助成制度を令和8年度から開始する。

### 1 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者のうち、特別区内で複数の火葬場を運営する事業者が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を令和7年8月に公表した。これを受け、特別区では、昨今の物価高騰により葬儀全般にかかる費用が増加している状況や、火葬場が区民生活にとって不可欠で公共性の高い施設であることを踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を緩和するための検討を行った結果、特別区全体で共通の助成制度を実施することとなった。

### 2 新たな共通助成制度の概要

#### (1) 対象要件 ※以下のすべてに該当すること

ア 区民葬儀券のうち、「祭壇券」または「靈柩車券」のいずれかを利用すること

イ 「特別区が指定する民間火葬場※」を利用すること

※区民葬儀の取扱いを取り止め、火葬券が利用できなくなった民間火葬場のこと

ウ 上記イにおいて、最も低廉な火葬料金であること（他の公的制度の適用を受けている料金を除く）

エ 「逝去者」または「葬祭執行者（ただし、逝去者が文京区外の特別区内に住所を有する場合を除く）」が文京区内に住所を有すること

#### (2) 助成限度額

大人／2万7千円 小人／1万5千円

なお、「上記2(1)ウの料金」と「区民葬儀における火葬料金」との差額から千円未満を切り捨てた額が助成限度額に達しない場合は、その額を助成額とする。

### 3 周知方法

区報、区ホームページ、区SNS等を活用する。

### 4 スケジュール（予定）

令和8年2月 議会報告

3月 区報、区ホームページ、区SNSによる周知

令和8年4月 新たな助成制度開始

### 5 その他

共通助成制度の開始に伴い、区でこれまで実施していた区民葬儀利用助成事業は終了とする。